

平成25年第6回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、平成25年12月9日第6回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢 知
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢 知
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	伊 東 秀 一	班 長 兼 副 主 幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	須田 正 彦
総務部長	齋藤 均	市民福祉部長	齋藤 洋
産業建設部長	佐藤 正	教育次長	武藤 一 男
ガス水道局長	佐藤 俊 文	消 防 長	伊 東 善 輝
会計管理者	須田 一 治	総務部総務課長	齋藤 隆
企画情報課長	齊藤 義 行	財 政 課 長	佐藤 正 春
税 務 課 長	渋谷 憲 夫	市 民 課 長	佐々木 俊 哉
福 祉 課 長	佐藤 次 博	農 林 水 産 課 長	佐藤 克 之
雇用対策政策監兼商工課長	佐々木 敏 春	産業建設部管理課長	竹 内 規 悦
建 設 課 長	佐藤 信 夫	教育委員会総務課長	三 浦 純
社会教育課長(次長待遇)	齋藤 榮 八	ガス水道局管理課長(局長待遇)	森 孝 良

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成25年12月9日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 施政の基本方針説明及び市政報告
- 第4 報告第 11号 専決処分の報告について(専決第13号)
- 第5 報告第 12号 専決処分の報告について(専決第14号)
- 第6 報告第 13号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第7 議案第 94号 教育委員会委員の任命について
- 第8 議案第 95号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議案第 96号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 議案第 97号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 98号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 99号 にかほ市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第100号 にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例制定について
- 第14 議案第101号 にかほ市地域の元気臨時交付金基金条例制定について
- 第15 議案第102号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第103号 にかほ市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第104号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第105号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第19 議案第106号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第107号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第108号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第109号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 第23 議案第110号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第24 議案第111号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）
について
- 第25 議案第112号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）
について
- 第26 議案第113号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第114号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第28 議案第115号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成25年第6回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、1番村上次郎議員、2番竹内睦夫議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。17番佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（17番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。それでは、去る12月2日開会しました議会運営委員会の報告をいたします。

今定例会に上程された議案は、報告3件、人事案件3件、条例改正10件、新たな条例制定2件、市道路線認定・変更及び廃止1件、平成25年度一般会計補正予算1件、平成25年度特別会計補正予算5件の計25件であります。

なお、議案第94号、95号、96号については、本日、本会議において採決を行います。

議案付託については、付託表案のとおりとし、陳情は5団体より6件受け付けをしております。

総務常任委員会1件、教育民生常任委員会3件、産業建設常任委員会2件、それぞれ付託となりますので、審査のほどよろしく願いをいたします。

また、報告第11号、12号については、6月定例会の会期報告においても申し上げましたが、これに類似した報告が毎定例会で専決処分されていることに多くの疑問が出されました。各部署で十分、防止対策を協議されるよう望むものであります。

よって、今定例会の会期日程は、本日12月9日より12月20日までの12日間と決しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの12日間に決定しました。

日程第3、施政の基本方針説明及び市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの12月定例会、よろしく願いをいたします。

それでは、市政報告をいたします。

初めに、3期目に当たっての「施政」の基本的な考え方を申し上げます。

10月27日に行われた「にかほ市長選挙」では、市民の付託を受けて三度、にかほ市長の重責を担うことになりました。

改めて責任の重大さを再認識するとともに、にかほ市の発展と市民福祉の向上、雇用の場の創出などに全力を傾注してまいりますので、議員各位と市民の皆様方には一層の御理解と御協力をお願いいたします。

私はこの8年間、初代の市長として、市民とともに一体感の醸成に努め、また「新市まちづくり計画」の基本理念を達成するため、総合発展計画と前・後期・基本計画などを策定しながら各種の施策を展開して、一定の成果を挙げてきたと考えております。

しかしながら日本経済は、世界的同時不況や歴史的な円高の影響を受けて、また、グローバルな競争社会の中で、電子産業を中心に国内の企業は工場の再編や撤退など、かつてないほどの構造改革が進められております。

にかほ市においても、市内主要企業の生産体制・見直しなどで雇用情勢が急激に悪化し、厳しい状況に置かれております。

私は、こうした状況を踏まえながら、まずは雇用の創出を最優先課題と位置づけ、企業誘致などに積極的に取り組んでまいりました。

結果として、コールセンターを誘致して、これまで180人規模のオペレーター養成を行ってまいりましたが、今月から「仁賀保事業所」は業務を開始したところであります。

こうした取り組みは議員各位と市民の御理解があつてなし得たものであり、心から感謝を申し上げます。

3期目の市政運営に当たっては、堅実な行財政運営を基本としながら、市民とともに力強い「にかほ市」を創造するため、6分野30項目にわたる公約の実現に努力を重ねてまいります。

公約の一つ目は、幸せを実感できる「福祉のまち」であります。

市民の各種検診の受診率を向上させ、市民の健康づくりを支援してまいります。

また、既存公共施設に増設しながら、象潟老人福祉センターにかわる地域福祉施設の整備に努め、高齢者の生きがい活動の充実・強化を図ってまいります。

二つ目は、市民が躍動する「まち」であります。

新たな雇用の場を創出するため、企業誘致などに積極的に取り組み、雇用の安定と拡大、若年者の地元定着に努めてまいります。

また、農林漁業と商工業の連携による地域製品の開発など、新たな産業の創出に努めます。

観光面においては、道の駅・象潟ねむの丘に、新たな物産販売や広域的な観光案内などの機能を持つ「観光拠点センター（仮称）」を整備し、交流人口の拡大と観光振興に努めてまいります。

また、高校・大学などのスポーツ合宿・誘致については、企業と連携して施設を整備し、交流人口の拡大に努めます。

三つ目の災害に強い安全な「まち」であります。

秋田県が想定した日本海沖での地震と津波に対応するため、引き続き、市民の意見などを伺いながら、避難路・避難場所の整備を進めます。

同時に、自治会や学校、福祉施設などの単位で、避難体制の強化に努めてまいります。

日本海沿岸東北自動車道の整備については、「象潟一金浦間」の早期開通、「酒田みなと一象潟間」の事業・進捗に努めてまいります。

また、国道などと連結しながら、道路網の形成上必要とする道路や多様な機能を持つ市道の整備に努めてまいります。

四つ目は、安心して暮らせる「まち」であります。

これまでの取り組みに加え、通信・配達事業者などと連携して、高齢者の安否確認など見回りネットワークの体制を強化してまいります。

また、相談員を配置しながら、悪質な訪問販売や振り込め詐欺・被害からの保護に努めます。

障害のある方については、地域で自立した生活ができるように支援をしてまいります。

五つ目は、子どもを育む「まち」であります。

これまでの医療費・無料化を中学生まで拡大します。

介護職員を目指す高校生の資格取得を支援します。

引き続き、学校生活・学習サポート職員を配置し、児童・生徒の学力向上などに努めてまいります。

また、「白瀬南極探検隊記念館」や「フェライト子ども科学館」などでの学習を推進し、先人の偉業を学ぶ環境づくりに努めてまいります。

六つ目は、自然と文化を育む「まち」であります。

恵まれた自然環境を保護・活用し、観光誘客に努めます。

太陽光や風力発電など、再生可能エネルギーの「まちづくり」を進めてまいります。

26年度に開催される「国民文化祭」に積極的に取り組み、また、こうした機会を捉えながら、地域の伝統文化、芸能活動を支援し、後継者育成に努めます。

以上、市長選挙で掲げた「公約」の概要を申し上げましたが、予算の伴う「公約」については、基本的に26年度から実施したいと考えております。

今後、26年度の「地方財政計画」が国から示されますので、その計画を踏まえながら、一つ一つの「公約」を実現し、成果を挙げてまいりたいと考えておりますので、議員各位と市民の皆様方からは、なお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最近の市政について報告いたします。

市税の状況について申し上げます。

11月末における現年課税分の調定額は、個人市民税が約9億8,890万円で、予算対比約1,250万円、(1.2%減)の減、法人市民税が約3億2,160万円で、約760万円(2.4%)の増となっており、今後の見込み額を加味した補正予算を計上しております。

固定資産税については約13億6,250万円で、予算対比約6,660万円(5.1%)の増となっております。

固定資産税の課税誤りについてであります。

今年の5月下旬、税務課内で土地に対する「住宅用地の特例」適用漏れ1件を発見し、ほかに同様の誤りがいないか10月下旬まで調査を行いました。

その結果として、過去20年間で、対象者66人、税額にして1,770万6,700円、過大に課税されていたことが判明しました。

それに伴い、国保税の資産割も平成19年度まで課税されていたことから、対象世帯が19世帯、税額で49万5,400円となっております。

また一方、「特例」を適用すべきではない土地に誤って適用され、過少に課税されていたものが、過去5年間で、対象者273人、税額にして2,015万5,200円になることが判明しました。

今後の対応ですが、過大に課税された皆様方への返還については、返還金のさかのぼり年数を、これまでの10年から20年に要綱を改正して返還し、過少に課税された皆様方には、5年前までさかのぼって追加課税していきたいと考えております。

関係予算を今定例会に補正計上しておりますが、市民の皆様方には、公正で適正な課税を旨としなければならない税務行政にあつて、その信頼を大きく損なう結果を招いたことに深くおわびを申し上げます。

今後、税務行政の信頼回復のためにも、このような事態が二度と起きないように、適正な事務処

理体制を徹底して再発防止に努めてまいります。

市内の経済状況についてであります。

11月に実施した7月から9月までの景況調査（44社対象）は、前年と比較すると、製造業では、「悪化」・「やや悪化」と回答した事業所が11社で、「好転」・「やや好転」と回答した2社を上回っておりますが、今後の見通しでは5対5となっており、先行きに少し明るい兆しが見えている結果となっております。

しかしながら9月には、主要企業との契約解除が新たに2社発表されるなど、引き続き、雇用などへの影響については注意を払っていく必要があります。

飲食・宿泊・運輸業における前年との比較では、「やや好転」が6社、「やや悪化」が3社となっておりますが、今後の見通しでは1対4と逆転しております。

これは、消費税導入に対する懸念と主要企業の拠点再編が影響しているものと思われます。

市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、10月末現在0.47倍で、6月の0.38倍から持ち直しておりますが、県全体の平均0.73倍と比較すると0.26ポイント下回っております。

この傾向は、当地域の産業構造によるもので、しばらく続くものと思われます。

契約解除による離職者の状況ですが、11月末現在、にかほ市・由利本荘市全体の離職者は666人で、このうち、再就職した離職者503人、求職活動中54人、不明等が109人で、求職活動中のうち、雇用保険の受給が終了した離職者は10人——男女ともに5人ずつとなっております。

また、にかほ市在住の離職者は380人で、このうち、再就職者278人、求職活動中39人、不明63人となっており、求職活動中のうち、雇用保険の受給が終了した離職者6人——男女ともに3人となっております。

来春卒業する本市在住高校生の就職希望状況ですが、県内就職を希望している生徒が55人、県外が43人の計98人となっております。

10月末現在の内定者は、全体で60人となっており、内訳は、県内28人、県外32人で、県内のうち、にかほ市内への内定者は15人となっております。

ハローワーク本荘管内の高校新卒者に対する求人状況は、事業所数で60事業所、求人数で151人となっており、昨年と比較し、事業所数で15事業所、求人数で32人増加しています。

にかほコールセンターについてであります。

仁賀保事業所は、11月で緊急雇用創出事業による1年間の研修を終え、12月より本格稼働しております。

緊急雇用事業による採用者は当初104人で、本格稼働の開始に当たっては、本人との面談による意向調査等を行い、また、これまでの技術・習得状況なども考慮しながら、75人（正社員30人、契約社員44人、パート1人）の体制でスタートしております。

今後は、企業としての存続をかけて、利益の追求を第一としながらも、地域の多様な雇用形態と若い世代の雇用の受け皿として将来にわたって定着することができるよう、市としても引き続き支援してまいります。

株式会社「岩城のかあさん」の経営破綻についてであります。

11月1日に開催された議会全員協議会で、破綻に至る経過と破綻後の事業承継について説明させていただきましたが、その後、破産管財人が旧釜ヶ台小・中学校の設備と債務額の確認を行い、事業承継を前提にした競売を早期に実施するとの意向を表明しております。

なお、今回の破綻で影響を受けた市内関係者は、個人3名、法人2事業所、債権総額256万4,000円、離職者10人となっています。

集会施設耐震改修事業の補助拡充についてであります。

地域の負担を軽減するため、補助金交付要綱の交付限度額を300万円から450万円に引き上げしており、今定例会に関係予算を計上しています。

空き家等の現況調査についてであります。

各自治会の協力により、七月から九月までに調査した結果、空き家等の数は、象潟地区が194軒、金浦地区が76軒、仁賀保地区が146軒、計416軒となっております。

この中で、「すぐに居住可能なもの」が157軒、「修繕後、居住可能なもの」が119軒、居住は不可能で「危険とみなされるもの」が50軒、その他、判断がつかないものが90軒となっております。

現在、判断がつかない空き家等については市で再調査を行っており、利活用が可能なものは所有者などの理解を得ながら空き家バンクに登録し、危険とみなされる空き家等については、関係自治会と情報を共有し連携を図りながら、所有者または管理者に対し、危険回避などの適正管理を行うよう指導・助言してまいります。

介護職員初任者研修支援事業についてであります。

秋田県から介護職員初任者研修事業者として指定を受けている株式会社ニチイ学館が、11月16日から、特別養護老人ホーム「浩寿苑」の金浦介護実習室において介護職員初任者研修を開始しております。

受講定員15人に対し受講者は13人で、高校生が6人、一般の方が7人となっています。

受講者のうち、6人はにかほ市民で、来年3月22日の修了試験まで開講されます。

なお、今回、受講者から受講資金貸し付けの申し込みはありませんでしたが、若者の地元定着を促進するため、同貸付金について一定の条件のもとに貸付金の返済を免除する条例（案）を本定例会に提案しております。

橋梁長寿命化工事等についてであります。

24年度の繰越事業により工事を進めていますが、象潟川にかかる腰丈橋については、9月6日に完成し供用を開始しております。

また、奈曽川にかかる白糸橋については、12月13日からの通行に向けて工事を進めております。

唐戸大橋架替工事については、現在、新しい桁を橋台に設置する作業を行っており、11月末現在の進捗率は66%となっております。

また、金浦地区の山の田地内に建設を進めている除雪ステーションは、完成期日を12月13日としておりましたが、震災復興需要により資材の調達に時間を要したことから、来年1月17日まで工期を延長しております。

11月末現在の工事進捗率は85%で、年内に工事を終える予定であります。

住宅リフォーム支援事業についてであります。

11月末現在、申請件数290件、対象工事金額5億6,783万3,000円、補助金交付額1,976万5,000円となっております。

国際交流事業についてであります。

10月22日から8日間の日程で、姉妹都市アメリカ・ショウニー市へ、24回目となる訪問団、中学生14名、引率3名の17名を派遣しております。

滞在中は、中学校での交流、アメリカンフットボールの試合観戦、市役所など、市内の施設を見学し、5泊のホームステイを通して、異国の文化や生活習慣を体験しながら友情の輪を広げ、無事に帰国しております。

生活クラブとの連携についてであります。

11月9日、横浜市において、生活クラブと関連団体が連携して「東日本大震災・復興支援まつり」が開催されましたが、本市でも物産販売のほか、にかほ市を広くPRしております。

また、11月30日には、生活クラブとの連携を強化するために連携推進協議会を設立しております。大洗町との地域振興活動についてであります。

大洗町とは、本年7月に友好都市協定を締結し、同時に筑波銀行と北都銀行を含めた四者で地域振興協定を締結しておりますが、10月8日には、共同で事業に取り組むため、地域振興連絡協議会を設立しております。

また、11月17日には、大洗町で開催された「あんこう祭」に本市からも「秋田の鍋」を持ち込んで参加し、おおよそ10万人の観光客に、にかほ市の物産などをPRしております。

姉妹地盟約20周年についてであります。

旧象潟町と東京都台東区馬道地区町会連合会は、歴史的経緯を踏まえ、平成5年に姉妹地盟約を締結し、教育、文化、産業、観光などの交流を続けてまいりました。

今年度20周年を迎えるに当たり、11月22日に台東区民会館において、にかほ市として改めて姉妹地盟約に調印をしております。

調印式並びに祝賀会には、本市から自治会や婦人会などの市民代表28名、台東区馬道地区からは37名、計65名が出席して交流を深めております。

にかほ市ふるさと会についてであります。

第6回にかほ市ふるさと会が、11月23日、東京プリンスホテルを会場に開催されました。

当日は230人ほどの会員や家族、そして来賓や地元にかほ市からの参加者を含め、約260人のふるさとをともにする方々が集いました。

参加者は、ふるさと会総会后、「にかほ市のこの一年」のビデオ上映などを楽しみながら、近況の情報交換や思い出話など、ふるさとに対する熱い思いを語り合い、親交を深めております。

仮称「にかほ市観光拠点センター」の整備についてであります。

秋田県「市町村未来づくり協働プロジェクト」への採択に向けて準備を進めておりますが、去る11月14日に秋田県・由利本荘市・にかほ市の三者で第1回プロジェクト会議を開催しております。

翌週の11月20日には、外部アドバイザーとの検討会を開催しており、今後も関係機関の御指導をいただきながら、26年度の事業採択に向けてさらなる協議を進めてまいります。

新年度の職員採用についてであります。

一般行政職員7名、保健師1名、看護師1名、消防職員3名の採用を予定しております。

採用後は、公務員としての必要な研修を行い、市民の負託に応えられるよう育成してまいります。

最後に、26年度の予算編成方針について申し上げます。

我が国の経済情勢は、経済対策（アベノミクス）の効果や国内需要の底堅さを背景に緩やかに回復しつつあり、長期のデフレ状況から脱却しつつあります。

しかし、地方では、経済の好転を依然として実感できない状況にあります。

一方、財政運営については、8月8日に閣議で了承された「中期財政計画」では、地方の一般財源総額について、「25年度地方財政計画の水準を確保するが、リーマンショック後に設けられた歳出特別枠や別枠加算の解消を図る必要がある」とされております。

また、10月1日には、消費税率を来年4月1日から8%に引き上げることが閣議決定され、税収の増加分は、社会保障の充実と安定化に充てるだけでなく、デフレ脱却と経済再生に向けた「経済政策パッケージ」として取り組むことにしております。

しかし、現段階では主要歳出が固まっていないほか、大型の税制改正を控え、来年度の地方財政計画の規模は不確定要素が多い状況となっております。

したがって、地方交付税や国庫補助金などの国から地方への予算配分は、今のところ不透明な状況にあります。

また、本市においても、歳入面では、引き続き主要企業の生産拠点再編などによる影響から、市民税や法人市民税などの市税収入の増加は依然として期待できず、また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、国の財政状況などに鑑み、厳しい状況になるものと予想されております。

一方、歳出においては、雇用の確保対策をはじめ、子育てや高齢者福祉、医療などの社会保障費が引き続き増加する見込みのほか、消費増税や電気料金の値上げに伴う経常経費の増加により、政策的予算の確保が厳しい状況になるものと考えております。

したがって、来年度予算編成においては、公約に掲げた「6分野30項目」の施策を着実に推進することはもとより、引き続き雇用の創出と防災・減災対策を最重点事項に定め、市民福祉の向上を目指しながらも、堅実な行財政改革の推進と効率的で効果的な行政運営を踏まえた予算編成にしたいと考えております。

以上で市政報告といたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育行政報告を行います。教育次長。

【教育次長（武藤一男君）登壇】

●教育次長（武藤一男君） 教育行政報告を行います。

初めに、市内小・中学校の子供たちの状況についてであります。

11月5日の金浦中学校を皮切りに「秋の学校訪問」を行いました。

どの学校でも、子供たちの元気な挨拶に出迎えられました。

教室や廊下、ホールには、「これまでの学習の足跡」がたくさん掲示・展示され、学ぶ環境が十分に整備されていることがうかがえます。

小学校低学年のハンドサインなど、主体的に学ぼうとする姿や発表者の方を向いて発言を聞く姿勢は、どの学年でも定着し、学習の約束事指導が共通実践され、春の訪問時からの確かな成長を感じました。

授業の実践においては、教育機器やデジタル教科書を活用し、また、各教科の特性を生かしながら言語活動を取り入れるなど、どの学校においても授業改善に向けた取り組みが進んでおり、全国学力・学習状況調査の結果にそれがあらわれております。

既に広報でお知らせしているように、「知識」など基礎学力を問う問題（A）、思考力など「活用する力」を問う問題（B）、ともに全国平均と比較して高いレベルであり、良好な状況と言えます。

全国トップクラスである秋田県平均との比較においても、小学校は国語Aで県平均を上回り、他の教科でも県平均との差はわずかで、平均すると県と同程度であります。

中学校においては、全ての教科で県平均を上回り、特に数学は、全国トップの福井県を上回っていることが特徴です。

小学校・中学校ともに基礎的・基本的な内容の習得が図られ、個に応じた、きめ細かな指導がなされていると言えますし、思考力、判断力、表現力等を高める問題解決的な学習も着実に進められている成果と言えます。

次に、松島との交流活動についてであります。

夏休み中に実施された中学校「リーダー研修会」での松島中学校との交流をきっかけに、象潟中学校と松島中学校の吹奏楽部が11月16日に松島町で演奏交流を行いました。

翌17日にベルリン・フィルハーモニー管弦楽団メンバーによる弦楽四重奏が「TDKアウトリーチミニコンサート2013イン松島」として開催された際に、TDKの御厚意により象潟中学校吹奏楽部が招待され、1曲演奏する機会をいただいたことから実現したものです。

松島中学校において合同練習会を行い、親睦を深めながらお互いの技術を高め合えるよい時間となりました。

交流やたくさんの観衆を前に演奏できたことは、象潟中学校吹奏楽部員にとってよい経験になったことと思います。

また、宿泊は石巻でしたが、石巻まちなか復興マルシェにおいて「きずなコンサート」を行い、地元の方々に演奏をプレゼントしたほか、練習会場を提供していただいた矢本第一中学校吹奏楽部の皆さんとも交流ができました。

各種大会等の結果についてであります。

秋田県中学校英語暗唱・弁論大会の弁論の部において、象潟中学校3年坂本海生さんが「見えない支え」という演題で英語弁論を行い、見事優勝し、11月29日に東京で開催された全国大会・決勝予選大会に出場しました。

惜しくも決勝大会へは進めませんでした。象潟中学校は2年連続で県大会優勝、全国大会出場という輝かしい成績を残しました。

また、金浦中学校科学部がテーマ「マッチの不思議～燃えさしが曲がるのはなぜか」の研究で、秋田県小・中・高等学校児童生徒理科研究発表大会において齋藤憲三賞、第57回日本学生科学賞秋田県審査において秋田県議会議長賞を受賞し、中央予備審査を通過、12月22日・23日に東京の日本科学未来館での最終審査を受ける予定です。

このほか、読書感想文コンクールで県推薦作品が多数選出されるなど、にかほ市内の小・中学生は文武両道の活躍を見せております。

市民文化祭についてであります。

市民一人一人が発表者として、また、作品の出展者として日ごろの学習成果を披露し、できるだけ多くの市民から作品等を観賞していただくために、10月19日の芸能音楽祭を皮切りとし、展示部門を含め、延べ5日間にわたり開催しました。

来場者数は、文化祭に合わせ無料開放した白瀬南極探検隊記念館や象潟郷土資料館等の来館者を含め、昨年度比662人増の1万4,420人でありました。

フェライト子ども科学館が休館中でありましたが、創作体験コーナーやバザー、模擬店などをふやしたことや好天が奏功したものと思われまます。

文化講演会についてであります。

9月28日に、長野県の諏訪中央病院名誉院長で作家の鎌田實氏を講師に「『がんばらない』けど『あきらめない』～命を支えるということ」を演題に、仁賀保勤労青少年ホームを会場に開催しております。

幼少時に養子となり、37年を経てその事実を知るというショッキングなみずからの生い立ちや、貧しくても誰かのために生きようとした養父の生きざまが氏の人間形成に大きく影響を与え、そのことが地域医療や被災地の支援活動に取り組むことになったことなどが紹介されました。

氏の人柄を思わせる物静かな語り口で終始した講演でありましたが、会場を埋め尽くした満員の聴衆の笑いと涙を誘う、感動の1時間半でありました。

成人式についてであります。

成人式は、従来どおり1月第2日曜日、12日に開催します。

新たに成人になれるのは、男性140人、女性138人の計278人です。

新成人みずから企画し、運営と進行に当たることとし、新成人で組織する企画実行委員会を9月10日に立ち上げました。

これまで5回の会合を開き、案内はがきの未返信者への呼びかけやメッセージ集の作成など、当日に向けて着々と準備に取り組んでおります。

第4回鳥海山伝承芸能祭についてであります。

9月7日に象潟町小滝の金峰神社境内で開催いたしました。

今回は、国民文化祭のプレイベントとして芸能祭の前に「おもてなし」の一環として、観光案内人による国史跡の金峰神社境内の案内と市芸文協加盟の茶道7団体による呈茶を行っております。

本市のほか、山形県遊佐町・由利本荘市の計7団体9芸能の熱演に、あいにくの雨にもかかわらず集まった約500人の観客が各演目を堪能し、盛会のうちに終了いたしました。

第30回奥の細道象潟全国俳句大会についてであります。

今回は第30回という節目を迎え、国民文化祭のプレイベントとして、初めて2日間にわたる10月5日・6日の両日、象潟シーサイドホテルと蚶満寺で開催いたしました。

初日は、おもてなしの一環として市芸文協加盟の茶道8団体による呈茶を行いながら、蚶満寺で吟行句会を行いました。

46人の参加を得ております。

2日目は従来どおりの俳句大会で、県内外からの事前投句の一般の部・小中学生の部に加え、吟行句の選者選評を行っております。

吟行句と一般の部の選者には、俳句結社「狩」副主宰で社団法人俳人協会理事の片山由美子氏にお願いいたしました。

事前投句の総数は5,350句で、過去最高を記録しました。

今後は、鳥海山伝承芸能祭ともども、国民文化祭本番に向けた準備に万全を期し、また、奥の細道目的の地の一つとして俳句を通じた地域活性化と生涯学習の推進を図ってまいりたいと考えております。

名勝指定「おくのほそ道風景地・象潟及び汐越」についてであります。

11月15日、文化審議会が蚶満寺・能因島などの9つの島、熊野神社と隣接する象潟川を名勝として指定するよう、文部科学大臣に答申しております。

これは、「おくのほそ道」という一つの作品により、近世・近代を通じて広く鑑賞の対象として知られるようになった場所を個別に評価するとともに、相互のつながりのある一体の風致景観として評価・保護するべきものとして、他の12地点とともに指定されたものです。

これで市の国指定文化財は8件となり、名勝は「奈曽の白爆谷」に次いで2件目となります。

今後は、管理保存計画を策定し保存管理を行うとともに、関係部署と連携を取りながら、観光資源としての活用も図ってまいりたいと考えております。

こころのプロジェクト事業「夢の教室」についてであります。

日本サッカー協会が全国の小・中学校などで行っている、国内一流のアスリートによる「夢先生」事業が本市でも実施されました。

7月には仁賀保中学校の2年生を対象に、日本が初めてサッカーワールドカップ本選に出場したフランス大会代表でJリーグでも活躍した平野孝氏と、アテネオリンピック柔道90キロ級銀メダリストの泉浩氏の2氏により行われました。

9月には金浦中学校の2年生を対象に、サッカー元日本代表でJリーグでも活躍した山田隆裕氏が教壇に立ち、夢先生として独自の授業を展開いたしました。

夢先生3氏がおのおのの体験で得た「夢を持つことの大切さ」、「諦めない心」、「仲間や周囲からの協力とそれに対する感謝」など、熱のこもった授業は生徒や先生方に大変好評でありました。

来年度も継続実施したいものと考えております。

フェライト子ども科学館の再オープンについてであります。

5月9日に発生した火災からの復旧工事が順調に進み、エントランスホールのイメージチェンジや照明のLED化など一部改装も含め、12月10日に完成の見込みとなります。

再オープンは12月21日を予定しており、準備を進めております。

再オープンに合わせ、冬休み特別企画「はやぶさ君の冒険日誌パネル展」や米村でんじろうサイエンスプロダクションによる実験教室などのイベントも開催いたします。

再び多くのお客様から来館していただけるよう、新たな気持ちで運営に努めてまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで施政の基本方針説明及び市政報告を終わります。

日程第4、報告第1号専決処分の報告について（専決第13号）から日程第6、報告第13号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてまでの報告3件、日程第7、議案第94号教育委員会委員の任命についてから日程第28、議案第115号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの議案22件、計25件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第11号専決処分の報告について（専決第13号）でございます。

平成25年7月22日、市職員の運転する庁用車が、畑字福田地内の駐車場で方向転換のため後退した際、駐車中の車両と接触し相手乗用車の右側面に損傷を与えたもので、平成25年9月25日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第12号専決処分の報告について（専決第14号）でございます。

同じように、平成25年10月24日、秋田市の護国神社駐車場で、委託職員が運転する市バスが車両を駐車するため後退した際に駐車中の車両の前部バンパーに接触し損害を与えたもので、平成25年11月26日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

こうした自動車運転については、日々喚起をしているわけではありますが、このように再度事故が発生したということに対しましては心からおわびを申し上げたいと思います。引き続き注意を喚起しながら、今後、防止策を強化してまいりたい、そのように考えているところでございます。

報告第13号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてでございます。

第21期決算及び第22期事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

議案第94号教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴うにかほ市教育委員会委員の候補に、引き続き大久保敬一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

履歴を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第95号、同じく教育委員会委員の任命についてであります。

任期満了に伴うにかほ市教育委員会委員の候補に、新たに齋藤光正氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同じく履歴を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第96号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として須藤金悦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同じように履歴を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第97号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月に公布されたことに伴い、関係条例を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第98号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第97号と同じく、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月に公布されたことに伴い、関係条例を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第99号にかほ市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

督促状に示す納期限の整備及び地方税法の一部改正に伴う市税に係る延滞金の利率の引き下げに準じ、条例の一部を改正するものであります。

議案第100号にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例制定についてでございます。

介護分野への就業を支援する介護職員初任者研修受講資金の貸し付けの運用に当たり、諸条件のもと、貸付金の返済を免除する規定を設けるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第101号にかほ市地域の元気臨時交付金基金条例制定についてでございます。

国から交付される地域の元気臨時交付金の一部を積み立て、公共事業の財源に充てるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第102号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第103号にかほ市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定についての2件については、地方税法の一部の改正に伴う市税に係る延滞金の利率引き下げに準じ、延滞金の特例措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第104号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第105号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第106号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議案第107号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての4件については、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が改正されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第108号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名の一部が改正されたことに伴い、

条例の一部を改正するものでございます。

議案第109号市道路線の認定、変更及び廃止についてでございます。

にかほ幹線道路山ノ田前川線及び六田市山ノ田線の道路改良工事の施工に伴い、市道路線について認定、変更及び廃止をしようとするものであります。

議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,508万2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億1,608万円とするものであります。

初めに、補正予算書6ページの第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

子ども・子育て支援新制度システム構築事業については、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築の契約を締結するため、平成25年度から平成26年度の期間で、限度額を835万4,000円とするものであります。

緊急雇用創出臨時対策基金事業については、期間を平成26年度、限度額を3,071万4,000円とするものであります。平成25年度分は、今定例会に歳入歳出予算を計上しております。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

市税では、市民税を個人・法人ともに見込み額を修正し、計1,210万円の減額計上としております。

国庫支出金は、国の経済対策に係る地域の元気臨時交付金2億530万8,000円など、計2億64万9,000円を増額計上しております。

県支出金では、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金497万5,000円など、計2,854万6,000円を増額計上しております。

諸収入は、計1,012万8,000円を増額計上しております。

市債は、事業費や国庫支出金の増減などにより、計420万円を増額計上しております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

人件費の調整や電気料値上げに伴う光熱水費の増額のほか、総務費では、仁賀保庁舎耐震改修工事設計委託料700万円、地域の元気臨時交付金基金積立金2億1,000万円、固定資産税の住宅用地特例過大徴収に係る過年度過誤納金還付金2,277万7,000円など、計1億7,809万6,000円を増額計上しております。

民生費では、灯油購入費等緊急助成1,700万円、障害者福祉サービスに係る扶助費5,918万6,000円など、計9,089万3,000円を増額計上しております。

農林水産業費では、農業振興に係る補助金・交付金を計451万3,000円、県営林道開設事業費負担金500万円など、計1,882万8,000円を増額計上しております。

商工費では、債務負担行為と歳入で申し上げましたが、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金を活用した医療福祉の現場と企業をつなぐ人材育成事業委託料415万6,000円と、観光案内等誘客促進事業委託料82万円、コールセンター等企業立地促進事業補助金625万円、緊急雇用促進助成金1,688万円など、計2,963万2,000円を増額計上しております。

土木費では、国庫補助金の減に伴い、市道新設改良等工事3,000万円の減など、計2,145万1,000円の減額計上をしております。

教育費では、各学校や施設の光熱水費、燃料など、計1,319万7,000円を増額計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入では財政調整基金繰入金を7,939万1,000円の増額、歳出では同基金積立金を7,194万円減額して行うものであります。

議案第111号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,604万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,109万6,000円とするものであります。

歳入の主なもの、国民健康保険税の退職被保険者現年課税分で計458万円の減額計上としております。

国庫支出金では、療養給付費等負担金4,700万円など、計5,700万円を増額計上しております。

歳出の主なもの、保険給付費では一般被保険者療養給付費1億3,019万円など、計1億8,403万7,000円を増額計上しております。

諸支出金では、固定資産税の住宅用地特例過大徴収に係る保険税の還付金と還付加算金に計61万2,000円を増額計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入の財政調整基金繰入金を6,444万1,000円増額して行うものであります。

議案第112号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,322万4,000円とするものであります。

歳入の主なもの、県支出金で在宅医療支援施設整備事業補助金に65万8,000円を増額計上しております。

歳出の主なもの、医業費に超小型超音波断層装置の購入費用98万8,000円を増額計上しております。

議案第113号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ396万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億121万3,000円とするものであります。

補正の主なもの、上浜簡易水道事業の計画変更に伴う事業費の減によるもので、歳入では、国庫支出金で施設整備費国庫補助金を156万5,000円、市債で簡易水道事業債240万円をそれぞれ減額計上しております。

歳出では、小砂川簡易水道施設整備工事650万円、公有財産購入費59万3,000円をそれぞれ減額計上しております。

議案第114号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,553万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、電気料金値上げに伴う光熱水費の増額のほか、消費税の中間納付に伴い、公課費の消費税744万8,000円を増額、国庫補助事業の組み替えのため工事請負費に2,080万円を増額、補償金から2,080万円の減額として、それぞれ計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計からの繰入金1,178万円を増額して行うものでございます。

議案第115号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,525万円とするものであります。

歳出の主なものとしては、電気料金値上げに伴う光熱水費の増額のほか、消費税の中間納付に伴い、公課費の消費税を44万4,000円増額計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計からの繰入金を285万9,000円増額して行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認並びに可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 所用のため、11時25分まで休憩といたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時25分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、担当部長等の補足説明を行います。

初めに、報告第11号及び第12号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、報告第11号及び報告第12号について補足説明をさせていただきます。

専決第13号が2ページ、専決第14号が4ページになります。

どちらも駐車中の車両に接触した物損事故でありまして、専決の13号は平成25年9月24日付で、専決の第14号は平成25年11月22日付で、ともに示談が成立したことから、同年9月25日及び11月26日に専決処分をしたものでございます。

市長の報告にもありましたとおり、専決の第13号については市の職員が、専決の第14号については市の委託運転手の公務運転中の事故でございまして、どちらも後方の安全確認を怠ったことが原因でございます。2件とも運転手のちょっとした不注意で起きたもので、深く反省をしているところでございます。

また、市議会が開会されるたびにこのような専決処分の報告となりまして、大変申しわけなく、心からおわびを申し上げます。

議会の議決により指定されている専決処分事項の中で、今回のような事故報告は平成22年4月1日以降これまで19件ございましたが、その内訳は、職員による車両の物損事故等で4件、臨時職員による車両の物損事故等で8件、市の委託運転手による物損事故が2件、その他、グレーチングのはね上げや落雪等の被害事故等で5件というふうになっております。

こうした中で、本年に入ってから処分件数が9件と際立って多くなっていることから、事態を重く受けとめ、次のような対策を講じて交通事故防止、予防に努めることにいたしましたので、その件についてもあわせて御報告をいたします。

まず、バス運行に際しましては、車内の乗車責任者が、安全走行のためにバックする際は後方誘導や安全確認を運転手と連携して行うことを義務づけることといたします。職員が公務運転中に公用車による事故を引き起こした場合には、当分の間、公用車の運転はさせないと、控えるということにいたします。その期間については、現在検討中でございます。また、公用車の運転手の目につく場所に——車の中でございますが、安全運転の注意義務のステッカーを張って注意喚起を行います。あわせまして、各課朝礼において、安全運転の呼びかけを励行します。具体的にこうした取り組みで事故防止、予防活動を徹底していきたいと考えております。

今後とも、事故を起こさないよう、また、遭わないように、職員一丸となって交通事故防止、安全運転の意識の向上に心がけてまいります。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、報告第13号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、報告第13号につきまして報告いたします。

配付しております第21期決算報告及び第22期事業計画予算について説明いたします。

初めに、はまなす事業部とねむの丘事業部の連結決算について説明いたします。

1ページをお開きください。

貸借対照表です。左側の資産の部では、流動資産、固定資産合わせた資産合計は、2億182万6,956円です。右側の負債の部では、会計処理を月末締め翌月25日支払いで処理するため、買掛金として食事材料費、酒類、売店商品など2,690万5,904円、未払金として光熱水費、燃料費など1,669万2,285円、未払費用として894万8,892円などで、負債合計は6,847万1,633円となります。

純資産の部では、資本金2,000万円、利益余剰金1億1,335万5,323円で、純資産合計は1億3,335万5,323円となります。

次に、2ページをお開きください。

利益計算書になります。営業利益の部では、売上高として飲食収入、売店収入、宿泊料、入浴料などで7億5,501万7,407円です。この額から食事等の材料費、商品仕入れなどの売上原価を差し引いた売上総利益金額は、4億607万3,434円になります。この額から、3ページに記載しております販売費及び一般管理費3億8,210万9,229円を差し引いた営業利益金額は、2,396万4,205円となります。この額に受取利息、雑収入を加えた経常利益金額は2,552万2,134円となり、固定資産税廃棄損113万6,708円、法人税など816万500円を差し引いた1,623万9,926円が、第21期における純利益金額になります。

純利益につきましては、市内の雇用情勢の低迷や豪雨、台風などの自然災害が多かったことから

収入の落ち込みが予想されましたが、はまなす事業部では、従業員一人一人が地域の方々へはまなすのよさを広め、女性グループの日中の会食や休憩利用者の増加、小さいながらも魅力ある売店づくりに努めるなど、きめ細かな営業の積み重ねの成果と人件費の縮減が利益としてあらわれたものであります。

また、ねむの丘事業につきましては、稼ぎどきであります7月と8月の集中豪雨などにより計画を達成できなかったものの、人件費の縮減、備品・消耗品等の管理費用などの費用節減によりまして、利益として計上することができました。

次に、6ページをお開きください。

第22期の事業計画についてであります。期間は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までとなります。

はまなす事業部では、前期同様、地域活性化施設として市民の健康増進、福祉の向上を図り、また、料理につきましては地元産を利用した旬なメニューにこだわりをもって提供するなど、地域に密着した運営を目指してまいります。

7ページを御覧ください。

収入の部では、宿泊の食事、レストランの関係の飲食売り上げや売店、宿泊、休憩、入浴料などで、合計2億1,250万円を見込んでおります。

支出の部では、売上材料費、人件費、維持管理費等で、合計は2億796万円です。

経常利益は、収入支出の差し引き459万円となります。

なお、それぞれの項目の備考欄にその内容を付記しておりますので、御覧ください。

次に、8ページをお開きください。

ねむの丘事業部の事業計画です。にかほ市の観光拠点施設として積極的に宣伝告知を行い、交流人口の拡大を図るとともに、営業強化、各種イベントの開催によるにぎわいの創出と地域との連携を行い、お客様の満足度をアップし、事業収入の増大を図ってまいります。

9ページを御覧ください。

収入の部では、飲食、売店、手数料、使用料などの合計が5億4,350万円を見込んでおります。

支出の部では、売上材料費、人件費、維持管理費等で、合計は5億3,322万円を見込んでおります。

経常利益は、収入支出の差し引き1,173万円となります。

以上が報告第13号についての補足説明ですが、今後とも経営の健全化に努めてまいりますので、御指導よろしくお願いを申し上げます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第94号及び95号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 議案第94号及び議案第95号については、特に補足することはございません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第96号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第96号につきましては、市長の提案説明のとおりでございます。特に補足することはありません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第97号から第99号までについて、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案第97号について補足説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、6月12日には地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたため、上位法の改正により、にかほ市税条例についても改正する必要があるために改正するものであります。

改正する条項については、そのほとんどは引用条項の整備、削除による条項の繰り上げによるものでございますが、特に重要と思われるのは、公的年金からの特別徴収に関する次の2点になります。

初めに、第47条の2の改正については、公的年金からの特別徴収の規定であります。これまでは年金保険者に対しまして、1月1日以降に市の区域外に転出した場合には公的年金からの特別徴収が普通徴収に切りかわりますが、この改正によりまして、一定の要件のもとではありますけれども、転出した後も特別徴収を継続することとするものでございます。

次に、第47条の5の改正については、公的年金からの仮特別徴収税額の規制でございますけれども、これまでは前年の2月の年金支給時に特別徴収された税額と同じ額を4月、6月、8月の年金支給時に仮徴収税額として徴収しておりましたけれども、年間の徴収税額の平準化を図るために仮徴収税額を前年度の公的年金に係る税額、年税額の2分の1に相当する額とするものでございます。

この二つの条項の規定については、平成28年10月1日からの施行となります。その他の条例については、平成29年1月1日からの施行となります。

次に、議案第98号の補足説明であります。

議案第97号と同様でありますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、6月12日には地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、上位法の改正によりまして、にかほ市国民健康保険税条例について改正する必要があるために改正するものでございます。

改正する条項については、そのほとんどは市税条例を改正する条例の改正に合わせまして、同様に引用条項の整備、削除による条項の繰り上げによるものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日からの施行となります。

議案第99号について補足説明をさせていただきます。

にかほ市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正でありますけれども、今回の改正のポイントは次の3点になります。

1点目は、第3条第2項の改正ですけれども、これは市財務規則第47条第2項と整合性を図るため、督促状に示す納期限の表現を整理するものでございます。

2点目は、第5条第1項の改正ですけれども、納期限後の延滞金について、納付日が一月を挟んで前と後で加算割合が違うことから、延滞金の割合の特例適用期間の表現を整理するものであります。

3点目は、附則第3項の改正ですが、これまで納期限後の督促に伴う延滞金について、14.6%の利率に対する特例適用はありませんでしたけれども、市税条例附則第3条の2の規定に準じまして、14.6%の利率への特例適用措置を講じるための改正であります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第100号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第100号について補足説明をいたします。

議案書の19ページをお開きください。

にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例制定についてでございます。

第2条表中のにかほ市介護職員初任者研修受講資金貸付規則、これに基づきまして貸し付けを受けた貸付金について、若者の地元定着を促進するために、表の中段に規定してあります一定の免除条件のもと、債務の全部または一部を免除するものでございます。

免除の条件1に該当するものでございますけれども、在学時に貸し付けを受けた高校生などがございます。この場合の免除条件は、ここに書かれたとおりでございますけれども、一つ目が、にかほ市に居住していること。それから、同初任者研修を修了し、卒業後、由利本荘市、にかほ市管内の介護福祉施設等に就職したもので、就業期間が5年間継続したときとしております。この二つを満たすことで債務の全額が免除となります。

その下、条件2と3につきましては、御覧のとおりでございますので省略いたします。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第101号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 議案書では21ページになります。

初めに、地域の元気臨時交付金でありますけれども、国は、経済対策となる公共事業が、財政状況の厳しい中で地方の負担抛出が消極的になっているとして、今回限りの特別措置として地方負担を軽減するために設けられたものでございます。

総額は1兆3,980億円、本市には2億5,530万8,000円が交付されまして、このうち5,000万円については、象潟産業支援センター改修工事の一部として平成24年度繰越事業で使わせていただきました。残りの2億530万8,000円については、事業量が確定していないことから基金に積み立てまして、平成26年度に活用する計画として今回基金条例を制定するものでございます。

建設地方債対象となるハード事業が対象事業となりますので、公共施設や単独の建設事業などに活用したいと考えております。

また、この交付金の活用は平成26年度限りでございますので、事業量等を確定させて平成26年度中に全額取り崩すこととなります。

このため、附則において条例の失効を明示しているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第102号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第102号について補足説明をいたします。

23ページをお開きください。

にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

この附則第3条は、延滞金の割合の特例を規定したものでございます。今回の改正によりまして、その割合が現行の14.6%が特例基準割合に7.3%を加算した割合となります。ただし、納期限後1ヵ月以内の延滞金につきましては、現行の4.3%が特例基準割合に1%加算した割合となります。

ちなみに、この特例基準割合でございますけれども、国内銀行の貸し出し約定平均金利の年平均に1%を加算したものでございます。仮に、この約定平均金利の年平均を1%とした場合に特例基準割合は2%となりますので、現行の延滞金14.6%が9.3%に、納期限後1ヵ月以内の延滞金4.3%は

3.0%というふうになります。

この改正規定は、来年1月1日以降の期間について適用されるものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第103号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、議案第103号について補足説明いたします。

24ページをお開きください。

公共下水道事業受益者負担金にかかわる延滞金の利率につきましては、特例の措置を講じるため、督促等の手続につきましても、にかほ市諸収入金にかかわる督促料手数料並びに延滞金の徴収に関する条例の規定を適用するため、改正するものです。

なお、延滞金の率につきましては、にかほ市公共下水道事業受益者負担金条例の上位法となる都市計画法において定めている上限に合わせて、読みかえ規定を設けております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第104号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第104号について補足説明をいたします。

27ページをお開きください。

にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

消費税率の改正に伴いまして、27ページから29ページにわたって別表第2がございしますが、この別表中、全ての税込み表示の料金、これを現行税率の5%から8%に改めるものでございます。

29ページをお願いいたします。

附則の料金に関する経過措置でございますが、新条例の施行期日である平成26年4月1日の前から継続して使用している簡易水道等にあつては、4月分の料金を従前の税率5%扱いにするとするものでございます。したがって、8%の税率の実質的料金への適用は5月分からということになります。

なお、これにつきましてはガス水道局のほうで資料を配付しておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第105号及び106号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 議案第105号について補足説明いたします。

31ページをお開きください。

別表第2の改正でありますけれども、5%から8%に改正するためのものであります。

議案第106号につきましても、同じく現行の5%から8%の消費税に改正するものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第107号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、議案第107号についての補足説明を行います。

36ページをお開きください。

消費税率改正に伴う他の関係議案と同様で、別表2の税込み表示の数値を5%から8%に改めるものでございます。

下段の経過措置についても、関連議案等と同様であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第108号及び109号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 議案第108号について補足説明いたします。

主な理由は、入居者の資格の特例として、生活の本拠をともにする、交際をする相手からの暴力を受けたものを入居者の条例に加えるという内容であります。以上です。

次に、議案第109号について説明いたします。

43・44ページをお開きください。

こちらのほうに変更前と変更後を御覧いただきますように、道路改良に伴いまして接続する路線の終点の変更や路線の重複、あるいは路線の移動等が生じたことから、現状に合わせて道路網を整理するものであります。

したがいまして、3路線を認定、6路線を変更、2路線を廃止するものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次の議案に入る前に、少し早いですけれども昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 53 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第110号について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてです。

総務部関係について補足説明させていただきます。

初めに、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 1 項 1 目の個人市民税ですが、平成 24 年中における厳しい経済状況下での企業の規模縮小などによる給与所得等の減少により、見込み額を修正し、2,810 万円を減額するものであります。当初、所得割額を前年の 3.3%減と見込んでおりましたけれども、11 月末までの調定額及び今後の見込み額等を考慮して 6.4%ほど減とするものであります。

2 目の法人市民税は、先般の 9 月議会においてTDKグループの決算が確定したことにより、1 億 9,788 万円の増額補正をさせていただきましたけれども、他の法人の 11 月末までの実績と今後の見込み額等を考慮して、1,600 万円を増額するものでございます。

11 ページ、中ほどの 14 款 2 項 7 目の地域の元気臨時交付金は、議案第 101 号で説明させていただいたものでありますけれども、国の緊急経済対策に対する地方負担に配慮したもので、本市への交付内定額 2 億 5,530 万 8,000 円、こちらを補正計上させていただいたものであります。——これから 5,000 万円引いて 2 億 530 万 8,000 円であります。

14 ページをお開きください。

市債の状況であります。国庫支出金の減により、熱改修施設整備事業債が 1,280 万円、事業費の増額追加により、林道整備事業債が 470 万円、仁賀保庁舎耐震化事業債が 450 万円、それぞれを増

額、社会資本整備総合交付金に係る道路橋梁新設改良等の各事業債をそれぞれ減額しております。差し引き合計では420万円の増額となります。

なお、今回の補正を含めまして平成25年度末の市債残高は、約190億7,000万円と見込んでおります。平成24年度末残高と比較をいたしますと、約3億7,000万円減少する見込みであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

15ページをお開きください。

2款総務費では、1項4目財産管理費に仁賀保庁舎耐震改修工事等設計委託料700万円、9目企画費に地域の元気臨時交付金基金積立金2億1,000万円を追加計上しております。

16ページになります。

2款2項1目税務総務費の23節償還金利子及び割引料に計上した過年度過誤納付金還付金2,277万7,000円は、さきの11月19日の議会全員協議会において説明をいたしました固定資産税住宅用地の特例に係る課税誤りに関するもので、これまで過大に課税されていた方々への返還金の過年度分でございます。

飛びますが24ページをお開きください。

9款1項5目19節に、9月定例会総務常任委員会でも議論となりましたけれども各町内会、自治会が所有する集会施設の耐震改修工事、この工事が自治会等の負担が大きく、事業がなかなか進まないという現状を踏まえまして、交付金を引き上げる補助要綱、こちらを10月8日に改正いたしました。このことから、今年度に予定している集会施設耐震改修工事の補助金に不足が生じるために、集会施設耐震改修補助金342万4,000円を追加計上するものでございます。

歳入歳出の調整については、繰り返しになりますけれども、14ページ上段記載の歳入で財政調整基金繰入金7,939万1,000円を増額しまして、15ページ記載の歳出で同基金積立金を7,194万円減額して行うものでございます。

この調整によりまして、補正予算後の同基金残高は22億7,507万円となります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、市民福祉部関係について補足説明をいたします。

6ページをお開きください。

初めに、債務負担行為の補正でございます。上段の子ども・子育て支援新制度システム構築事業でございますが、限度額につきましては、国から示されたシステムの仕様をもとに来年4月導入予定の消費税8%を見込んだ金額となっております。

また、事業費の年度割につきましては、契約は年度内に行いますが、全額、平成26年度分となります。

なお、このシステムで行う主な業務でございますけれども、保育の支給認定、事業者等の確認、事業者等からの給付の請求に対する審査支払事務、それから国・県に対する報告事務などが主な業務でございます。

次に、歳入でございます。10ページをお開きください。

12款1項1目1節の最終処分場管理費分担金でございます。にかほ最終処分場における旧西目町

分担金の過年度精算によるものでございます。

次に、13款1項3目1節の緑ヶ丘墓地使用料170万円でございますが、今年10月に募集いたしました17区画分の使用料でございます。

14款1項1目1節社会福祉費負担金2,959万3,000円、これは今回歳出に補正計上しております障害者福祉費扶助費の障害福祉サービス費、それと障害児給付費、それに療養介護医療給付費に係る国負担金分でございます、負担割合は2分の1となっております。

11ページをお願いします。

14款2項2目2節の循環型社会形成推進交付金1,346万7,000円の減額につきましては、当初要望額に対する内示額の減によるものでございます。

15款1項1目1節社会福祉費負担金1,479万6,000円につきましては、先ほど国庫負担金のところで申し上げましたように県負担分でございます。4分の1の割合となっております。

15款2項2目3節児童福祉費補助金50万円でございますけれども、これはいずれも補助基準の改定によるものでございます。

12ページになります。

15款3項2目民生費負担金及び次のページ、3目衛生費負担金は、権限移譲事務に係る市民福祉部関係の各種委託金の額が確定したことによるものでございます。

少し飛びまして14ページをお願いいたします。

20款5項6目1節雑入の由利本荘市リサイクル施設負担金過年度精算金でございます。平成24年度分の施設運営に係る事業費の精算によるものでございまして、古紙類、ペットボトル、瓶類の資源ごみ売却利益があります関係から、にかほ市分として732万8,000円が返納されるということになったものでございます。

次に、本荘由利広域市町村圏組合負担金過年度精算金103万6,000円につきましては、平成24年度分の地域支援事業負担金、これの精算によるものでございます。

続いて歳出でございますが、17ページをお開きください。

2款7項3目防犯街灯等対策費11節の光熱水費500万円でございます。これは電気料金値上げ等に伴う市内防犯街灯などの電気料でございます、今後見込まれる不足額を追加補正するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費1,759万5,000円でございます。これは原油価格の高騰に伴いまして灯油などの石油製品の店頭価格が大幅に引き上げられていることから、生活支援策として灯油購入費の助成を行うための関係経費を計上するものでございます。一定の要件はありますが、助成対象世帯数は概数で、高齢者世帯1,134世帯、障害者世帯が330世帯、ひとり親世帯等105世帯、生活保護世帯131世帯の計1,700世帯を見込んでおります。また、助成額は1世帯当たり1万円としまして、交付の方法は現金での交付を考えております。

3目障害者福祉費13節委託料50万円につきましては、障害者総合支援法の一部改正に対応するための障害者福祉システムの改修を行うための費用でございます。

同じく20節扶助費の障害者福祉サービス費5,580万3,000円は、生活介護や就労継続支援の利用

者の増並びにサービス利用者の障害程度区分の引き上げなどによるものでございます。

障害児給付費 259 万 8,000 円、それから療養介護医療給付費 78 万 5,000 円につきましては、利用者の増によるものでございます。

次に、5 目の介護保険事業費 19 節本荘由利広域市町村圏組合負担金 1,223 万 1,000 円につきましては、介護給付費等分担金の過年度精算分でございます。

18 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 19 節の児童遊園地等整備費補助金でございますが、これは鈴自治会から、児童公園フェンスの更新事業実施に当たり新たに土どめ工事が必要となるため、次年度への延期申し出がございました。それに伴いまして、今年度事業として計上しておりました予算を減額するものでございます。

2 目の児童運営費 19 節の一時預かり事業補助金 52 万円は、補助基準の改定によるものでございます。

3 款 4 項 2 目保健医療費 91 万 4,000 円でございます。公約である中学生医療費無料化の来年 4 月開始に向けた福祉医療電算システムの改修など、19 社に対して受給者証を交付するための経費を計上するものでございます。受給者証交付対象数として概数で捉えているんですが、735 名ほどになる予定でございます。

次のページをお願いします。

4 款 1 項 2 目母子保健事業費 13 節委託料の乳幼児等予防接種委託料 518 万円の減額、これは不活性化ポリオ予防接種が 4 種混合ワクチンに移行したことと、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控え、この二つの理由による減額でございます。

それから、5 目保健センター管理費 11 節の光熱水費 180 万円は、総合福祉交流センタースマイルの電気料金値上げのほか、他の公共施設休館に伴う利用増による増額でございます。

次に、6 目 19 節の住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金でございます。11 月末現在の交付済み件数が 21 件、額にいたしまして 307 万 4,000 円となっております。これから年度末までの需要を見込みまして、12 件、192 万円を補正するものでございます。

次に、4 款 2 項 1 目清掃総務費の 19 節でございます。ごみステーション整備費補助金 16 万 9,000 円につきましては、自治会からの追加要望によるもので 5 件分を計上しております。

それから、4 款 2 項 3 目最終処分場管理費の光熱水費につきましては、各処分場の電気料金の値上げによるものでございます。

以上、市民福祉部関係について説明を終わります。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部に関しては産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 6 ページをお開きください。

債務負担補正についてであります。緊急雇用創出臨時対策基金事業 3,071 万 4,000 円の限度額の設定は、今年度中に新たに二つの事業に着手し、今年度中に事業が終了しないことから、来年度に入っても事業を継続するための債務負担行為を設定するものであります。

次に、11 ページをお開きください。

歳入です。上段の14款2項4目1節道路橋梁費補助金2,096万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付額及び交付率の確定によるものであります。

下段の15款2項4目1節農業費補助金のうち、上段から、上から経営拡大支援事業補助金82万7,000円の増額は、新たに長岡営農組合においてトラクターと畔塗り機の機械を購入するための事業が追加となったものであります。

次に、雇用人材活用型法人等施設整備事業補助金150万6,000円の減額は、有限会社なるほど社で予定していたフォークリフトと米色彩選別機の購入を取りやめたことによる減額であります。

次に、青年就農給付金事業交付金300万円の増額は、給付決定見込み額と当初予算額との差額で、平成25年度分は年間150万円の方が4.5人分で675万円、半年分75万円が3人分で225万円、合わせまして900万円となっております。

次に、12ページをお開きください。

上段になります。新ビジネス発展体制整備事業補助金57万4,000円は、本郷そばの須田さんが事業主体となりまして、そば製粉機や電動振りい機の購入、作業小屋増築費用で、事業費172万4,000円の3分の1を県単独で補助するものであります。

その下の経営体育成支援事業補助金86万円の増額は、有限会社プロミッシングファーム加藤の田植機の購入に10分の3を県で補助するものであります。

2節林業費補助金の松林健全化整備事業費補助金21万円の減額は、一部事業が補助対象外となったことによるものであります。

その下の森林整備地域活動支援交付金45万2,000円の減額は、国の交付金事業が補助事業に変更になったことによる組み替えで、同額を下の項目にあります持続的森林経営確立総合対策実践事業費補助金としております。

森林整備加速化・林業再生事業費補助金450万円の増額は、国の補助金の追加配分によるもので、松くい虫対策として樹幹注入する九十九島に対する費用で、歳出にも同額を計上しております。

3節水産業費補助金の農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金16万7,000円の増額は、公益財団法人秋田県栽培漁業協会のアワビ種苗生産施設が8月20日の強風により被害を受けたことから、それを復旧するための補助金で、補助率は3分の1となっております。歳出にも同額を計上しております。

5目1節商工費補助金497万5,000円の増額は、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金として2事業を追加するもので、新規雇用者は9名を予定しております。

6目1節土木費補助金89万7,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

13ページをお願いします。

下段になります。16款2項2目1節備品売払収入220万5,000円の増額は、除雪ドーザーの売払収入です。

14ページをお開きください。

中段になります。20款5項6目1節雑入、上から四つ目の支障物件等補償費95万5,000円の増額は、東北電力からの木の伐採補償費であります。

その下の中山間地域等直接支払交付金返還金 44 万 6,000 円の増額は、大沢川川袋の協定地区内で面積 4,655 平方メートルが当初から農業振興地域外となっていたのが判明したことから、集落から返還されるもので、内訳は、国へ 22 万 3,440 円、県へ 11 万 1,720 円、そして市へ同じく 11 万 1,720 円を返還することになります。

20 ページをお開きください。

歳出になります。6 款 1 項 2 目農業総務費 11 節のうち、修繕料 48 万 9,000 円は、都市農村交流センター体育館の照明ランプの取りかえ、あるいは給水減圧弁の修理であります。

3 目農業振興費 19 節経営拡大支援事業補助金 159 万 6,000 円の増額は、歳入でも説明しましたが長岡営農組合の補助金であります。

次に、雇用人材活用型法人等施設整備事業補助金 188 万 2,000 円の減額は、これも先ほど説明したとおり、なるほど社での事業の取りやめによるものであります。

次に、新ビジネス発展体制整備事業補助金 57 万 4,000 円の増額は、歳入でも説明したとおり本郷そばへの補助金であります。

次に、経営体育成支援事業補助金 109 万 3,000 円の増額は、プロミッシングファーム加藤への補助金で、県が 10 分の 3、市がそれに 12 分の 1 を加えた補助金であります。

次に、青年就農給付金事業交付金 300 万円の増額は、歳入で説明したとおりであります。

6 目農村整備総務費の 19 節戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業負担金 77 万 5,000 円の増額は、事業費の実績見込みによるものであります。

下段の 7 目中山間地域振興費 23 節中山間地域等直接支払交付金返還金 33 万 6,000 円は、先ほど説明したとおり国と県に返還するものであります。

21 ページをお願いします。

2 項 2 目林業振興費 19 節県営林道開設事業費負担金 500 万円は、太郎ヶ台林道の追加工事に伴う負担金で、緑化工事 20 メートルを計画しております。

次に、持続的森林経営確立総合対策実践事業費補助金 59 万 9,000 円の増額は、その下にあります森林整備地域活動支援交付金からの事業の組み替えによるものであります。

13 節樹幹注入委託料 450 万円の増額は、歳入で説明したとおりであります。

3 項 2 目水産振興費 19 節農業経営等復旧・再開支援事業費補助金は、先ほど説明したとおりアワビの種苗施設の補修等であります。

7 款 1 項 2 目 13 節委託料 415 万 6,000 円の増額は、緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用して医療福祉の現場と企業をつなぐ人材の育成事業を行うもので、市内で機械設計、製作、人材育成を行っている業者に委託し新規雇用を図るもので、5 名を計画しております。来年の 2 月と 3 月分の 2 ヶ月分を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金 2,357 万 1,000 円の増額のうち、コールセンター等企業立地促進事業補助金 625 万円は、株式会社にかほコールセンター仁賀保事業所が 11 月末で 1 年の研修を終え、12 月からの本格稼働に当たり、雇用機会の拡大、維持及び経営活性化のために補助するものであります。

その下の中小企業ISO認証取得促進助成事業費補助金44万1,000円は、市内の運輸事業所で11月にISO認証を取得し、認証取得に係る経費の一部を助成するものであります。

22ページをお開きください。

上段の緊急雇用促進助成金1,688万円は、市内在住の新卒者、離職者の早期雇用を促進するため、これまで19社、延べ人数で35人の離職者を雇用した事業所に補助しております。今後、新規事業を含めた14社85人分の離職者等の雇用が認められることから、追加補正するものであります。

2項1目観光総務費13節委託料82万円の増額は、企業支援型地域雇用創造事業委託料として来年の3月分の1ヵ月分、4人分の事業費を計上しております。この事業につきましては、観光案内等誘客促進事業として観光案内所での案内業務を主とし、観光協会に委託するものであります。今回の制度は過去に緊急雇用制度を利用された方の再雇用も認められており、案内業務等の充実が図られるものと考えております。

2項2目観光施設費11節需用費88万円の増額は、鶴泉荘を初めとする各観光施設等に係る管理費用であります。

8款2項2目道路橋梁維持費16節原材料費の30万円の増額は、道路補修用資材レミファルトの購入費用であります。

同じく3目道路橋梁新設改良費13節委託料350万円の減額及び15節工事請負費3,000万円の減額も、歳入で説明したとおり社会資本整備総合交付金の交付額及び交付率の確定によるものであります。

23ページをお願いします。

18節備品購入費109万6,000円の減額は、2トンドンプ購入事業の入札差額であり事業費の確定によるものであります。

中段になります。5項1目19節負担金補助及び交付金100万円の増額は、住宅リフォーム支援事業補助金で約15件分を見込んでおります。

以上が産業建設部の主な補正内容です。

●議長（佐藤文昭君） 今、市民福祉部長から説明で訂正がありますので、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 先ほど補足説明した内容で一部訂正させていただきます。

17ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、私、先ほど「1,759万3,000円」と申し上げましたが、正しくは「1,759万5,000円」でございます。訂正しておわびいたします。（該当箇所訂正済み）

17ページの左から、社会福祉総務費の左から既定額、補正額、計となっておりますけれども、この補正額の「1,759万5,000円」、これが正しい数字でございます。私ここを「1,759万3,000円」と先ほど申し上げておりますので訂正いたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊藤善輝君） 消防関係です。23ページを御覧ください。

9款1項1目11節需用費の消耗品費85万円ですが、消防署員新採用署員2名分の被服等です。

同じく11節光熱水費、電気料の料金改定によるものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 教育委員会関係について補足説明させていただきます。

11 ページをお願いします。

歳入です。14 款 2 項 6 目 2 節小中学校費補助金の理科教育設備整備費等補助金 18 万 1,000 円は、9 月補正で 131 万 8,000 円を計上しておりますが、補正後に県からの追加要望依頼がありまして、当初に計上できなかった備品を要求した結果、国庫補助が採択され、歳入補正するものでございます。内訳は、小学校関係が 10 万 3,000 円、中学校関係が 7 万 8,000 円、補助率は費用の 2 分の 1 でございます。

次に、歳出です。24 ページをお開き願います。

10 款 1 項 3 目教育助成費 19 節の負担金補助及び交付金 20 万円は、当初に不登校児童生徒対策事業負担金として、由利本荘市が開設する適用指導教室本荘ふれあい教室に児童生徒数割として 26 万 1,000 円計上しておりますが、当市から通級している児童生徒 2 名がいることから、通級人数割分として 20 万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

10 款 2 項 1 目学校管理費 15 節の工事請負費、施設整備工事 90 万円でございます。これは上浜小学校の来年度新入児童に身体の成長が著しく阻害されている病気のお子さんがおられます。トイレ使用の際、自立でふきとることが大変なことから、現在の和式便器を改修してウォシュレット付洋式便器 1 基を設置するものです。この学校には洋式トイレ 6 基が設置されておりますが、ウォシュレットつきでないことから今回設置するものです。また、2 階に図書室がありますが、上りおりが不安定なことから階段部分に手すりを設置するための工事も含まれております。

次、10 款 2 項 2 目教育振興費 18 節の備品購入費 20 万 6,000 円は、歳入と関連しますが、上郷小学校の顕微鏡や温度計の購入でございます。

なお、下のほうにもありますが、10 款 3 項の中学校費には金浦中学校の備品購入費 15 万 6,000 円付計上しております。

次のページをお願いします。

10 款 4 項 12 目郷土資料館管理費 8 節の報償費 10 万円は、故池田修三先生の御家族から版画約 2,400 点及び版木などを今年の 4 月に寄贈されております。貴重な版画等の御寄附に対する謝礼として計上しております。

同じく 11 節の消耗品費 60 万円は、寄贈された池田修三版画を整理保存するための版画展示用額や版画保存用具を購入するものでございます。

それから、同じく 18 節の備品購入費 50 万円は、寄贈された池田修三版画を整理保存するための保管庫、それから特大サイズの版画展示額を購入するものでございます。

それから、次のページの 10 款 5 項 4 目海洋センター管理費 11 節の燃料費 160 万円は、当初は昨年度同額の額を計上しておりましたが、今年の天候不順や灯油代の価格高騰、使用実績などを考慮して増額するものです。

なお、教育委員会の各款項目に需用費の光熱水費や燃料費が補正計上されておりますが、光熱水

費は9月からの電気料金値上げ等、また、燃料費は灯油の価格高騰分、実績を考慮して増額補正しております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第111号から113号までについて、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第111号について補足説明をいたします。

6ページをお開きください。

最初に歳入です。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税の減額につきましては、それぞれ決算見込み額による補正でございます。

4款1項1目療養給付費等負担金1節現年分から次のページ7ページの7款2項1目1節財政調整交付金、これまでは、保険給付費の歳出増額に伴いましてそれぞれ増額するものでございます。

10款2項1目1節財政調整基金繰入金6,444万1,000円は、不足財源を補うために取り崩しをするものでございます。これによりまして、基金残高は7,825万9,000円となります。

次に、歳出でございます。8ページになります。

2款1項療養諸費並びに2項高額療養費につきましては、10月実績分までを加味した年間所要見込み額と当初予算額との差額分を補正するものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金の財源振替でございますが、これは社会保障診療報酬支払基金からの療養給付費交付金による振りかえでございます。

次のページ、9ページになります。

8款2項2目19節人間ドック助成金140万円は、今年度から助成額を倍に拡充したことや、人間ドックの結果表を提出することで特定健診の受診にかえられるというふうにしたことから受診者が増加しており、140人分を増額補正するものでございます。

11款1項償還金及び還付加算金につきましては、固定資産税の誤賦課に伴う、国保税に資産割を採用しておりました平成19年度以前の分に係る還付金と還付加算金でございます。

次に、議案第112号について補足説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。6款2項1目1節雑入の51万1,000円は、6月に補正をいたしました臨床研修医受け入れ経費に対する補助金でございます。5人分を計上しております。

7款1項1目1節在宅医療支援施設整備事業補助金65万8,000円は、在宅医療充実のために購入いたします超音波診断装置に対する県の補助金でございます。補助率は3分の2、今年度限りの補助事業でございます。

7ページになります。

1款1項1目一般管理費8節の研修医派遣報償費並びに14節の各種使用料の減額については、先ほど申し上げましたが6月補正いたしました臨床研修医の受け入れ人数が当初予定した6人から5人となったことにより、減額するものでございます。

続いて、議案第113号について補足説明をいたします。

7ページをお開きください。

歳入です。2款1項1目1節水道整備費国庫補助金156万5,000円の減額並びに6款1項1目1

節簡易水道事業債 240 万円の減額は、歳出のほうで申し上げますが、上浜統合簡易水道事業の計画変更に伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。8 ページになります。

1 款 1 項 1 目維持管理費 11 節の修繕料 110 万 5,000 円は、今後、漏水など各施設や設備の修繕に対応するためのものがございます。

2 款 1 項 1 目簡易水道事業費についてであります。上浜統合簡易水道事業における J R 羽越線の横断工事計画が、J R との協議の結果、安全面から承認が得られず、計画の変更に至っております。今回の補正はこれに伴うもので、13 節委託料は来年度予定していた上排水場の設計を前倒しして行うための増額でございます。

15 節の工事請負費及び 17 節公有財産購入費については、来年度以降の実施となるため、今年度減額するものがございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 114 号及び 115 号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、議案第 114 号について補足説明いたします。

6 ページをお開きください。

歳入です。4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金の 1,178 万円の増額は、公課費及び電気料などの増額により繰り入れするものであります。

次に、7 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 27 節公課費 744 万 8,000 円の増額は、消費税の中間申告に伴う納税額であります。

2 目管渠管理費 11 節需用費の消耗品費 82 万円の増額は、薬品代です。また、光熱水費 171 万 4,000 円の増額は、電気料であります。

3 目の笹森クリーンセンター費 11 節需用費の光熱水費 179 万 8,000 円の増額も、電気料であります。

2 款 1 項 1 目公共下水道費 15 節工事請負費 22 節補償補填及び賠償金 2,080 万円の増減は、予算の組み替えによるもので、工事請負費では地震対策として液状化によるマンホールの浮き上がり防止対策の工事を行うものであります。

次に、議案第 115 号について補足説明いたします。

6 ページをお開きください。

歳入です。5 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金の 285 万 9,000 円の増額は、公課費、電気代などの需用費の増により繰り入れするものであります。

次に、歳出です。7 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 11 節需用費 241 万 5,000 円の増額は、光熱水費と電気料と、それに修繕料であります。

23 節公課費 44 万 4,000 円の増額は、消費税の中間申告に伴う納税額によるものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

所用のため、2 時まで休憩といたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第94号から議案第96号まで3件の質疑、討論、採決を行います。

なお、これからの議案はいずれも人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑を終了後に採決を行います。

また、質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

初めに、議案第94号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 議案第94号は95号と同じことになるわけですが、教育委員の任期が満了になったということで提案されているわけですが、現実的には、本席でも教育長が座席におりません。そこで、残念ながら空白期間が出てくるのではないかとということで、そのことをどのように考えているかどうかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、副市長。

【副市長（須田正彦君）登壇】

●副市長（須田正彦君） 御承知のように教育委員の任期については11月30日までが2名でございました。人選に当たってはいろいろ考慮して進めてまいりましたが、任期の満了までに提案できる状況ではありませんでした。12月定例議会の提案まで時間を要しましたが、教育行政に実務上の支障が生じないよう、11月29日に教育委員会の定例会を開催していただき、協議をしていただいたところであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の第4項に、教育委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うことになっており、こうしたことから今回、教育委員長の職務代理者を教育委員の中から選んでいただいたところであります。

また、にかほ市の教育長の職務代行者に定める規則に基づき、教育長が欠けたときは教育次長がその職務を代行者となっていることから、空白期間においてはそのように取り扱いをさせていただきました。

また、こうしたことから、関係機関にも周知し対応させていただいたところであります。

なお、今回、短期間ではありましたが空白期間が生じたけれども、教育委員と教育次長に代行していただき、できるだけ教育行政に支障がないよう本日の議案提出とさせていただきますことを御理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1 番（村上次郎君） そうすると、教育委員長の代行者はどなたになったかということと、この間、例えば県教育委員会関係の会議等があつて教育委員長代行者もしくは教育長の代行者がそういう種類の会に出席しているかどうか、その2点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

【教育次長（武藤一男君）登壇】

●教育次長（武藤一男君） 教育委員の委員長職務代理者については、武田委員が職務代理者になっております。

それから、教育委員長、それから教育長の会議ですけれども、この期間についてはありませんでした。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第96号の質疑を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議案第94号教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、4番伊東温子議員、5番鈴木敏男議員、6番宮崎信一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（佐藤文昭君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

ちょっと暫時休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時05分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規

定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（佐藤文昭君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（佐藤文昭君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。4番伊東温子議員、5番鈴木敏男議員、6番宮崎信一議員は、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人伊東温子君、5番鈴木敏男君、6番宮崎信一君、立ち会いの上、開票】

●議長（佐藤文昭君） 投票の結果を報告します。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 12 票、反対 6 票。以上のとおり賛成多数です。したがって、議案第 94 号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 95 号教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は 18 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、7 番飯尾明芳議員、8 番佐々木正明議員、9 番小川正文議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（佐藤文昭君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 73 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

【投票箱点検】

- 議長（佐藤文昭君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

- 議長（佐藤文昭君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。
開票を行います。7番飯尾明芳議員、8番佐々木正明議員、9番小川正文議員は、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人飯尾明芳君、8番佐々木正明君、9番小川正文君、立ち会いの上、開票】

- 議長（佐藤文昭君） 投票の結果を報告します。
投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 13 票、反対 5 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 95 号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。
議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

- 議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 96 号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第 96 号について推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 96 号は推薦された方を適任者と認めることに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。
どうも大変御苦勞さまでございました。

午後 2 時 25 分 散 会

